

日 銀 業 第 957 号  
2017 年 12 月 4 日

コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入対象先  
一般債振替制度および短期社債振替制度における  
支払代理人および資金決済会社 御中

日 本 銀 行  
業 務 局  
金融市場局

**【C P ・社債等の買入れにかかるバック事務の見直し関連】**  
バック事務見直しの運用開始時期等に関するご連絡

本年 4 月 7 日に公表した「C P ・社債等の買入れにかかるバック事務見直しについて」（2017 年 4 月 7 日付日銀業第 289 号、同 290 号）に関連し、ご連絡します。

コマーシャル・ペーパーおよび社債等（以下、「C P ・社債等」といいます。）の買入れにかかるバック事務の見直しの運用開始時期に関し、元利払事務の見直しについて、具体的な運用開始日を決定いたしました。また、買入れ事務の見直しについては、運用開始予定時期を変更することとしたほか、これに併せて決済期間の短縮についても検討することとしました。

1. 元利払事務の見直し

元利払事務の見直しにかかる運用開始日は、短期社債等については 2018 年 5 月 1 日、社債等については 2018 年 5 月 2 日とすることといたしました。

具体的には、運用開始日以降に行われる償還または利払いについては、見直し後の事務フロー（2017 年 4 月 7 日付日銀業第 289 号、同 290 号各々の別紙 1 を参照）により資金決済を行います<sup>（注 1、2）</sup>。

(注1) 運用開始当日に短期社債等または社債等の元利払が行われる場合、日本銀行は資金決済会社に対して各種計表（短期社債等の場合：「抹消申請明細」、社債等の場合：「受取利子明細表」または「社債償還明細表」）のFAX送信（従前の取扱いでは元利払日の前営業日に行っているもの）を行いませんので、ご注意ください。

(注2) 短期社債等にかかる抹消申請は、償還日の前営業日に日本銀行において短期社債振替システムに送信することを予定していますが、2018年5月1日に償還を迎える銘柄に限り償還日（2018年5月1日）の当日に抹消申請を送信する方針です。

## 2. 買入れ事務の見直し

買入れ事務の見直しにかかる運用開始時期については、2019年3月を予定していましたが、日本銀行におけるシステム開発の着手時期の見直しに伴い、運用開始予定時期を変更することといたしました。変更後の運用開始時期は、2019年7月を予定しています。

また、一般債の市中取引にかかる決済期間の短縮が、2019年4月または5月の連休明けに予定されていることを踏まえ、上記の事務見直しと併せて、CP・社債等の買入れにかかる決済期間に関しても、短縮<sup>(注3)</sup>について検討することとしました。この点については、改めて、最終的な検討結果をご連絡いたします。

(注3) なお、現在は、CP等については約定日の3営業日後（T+3）、社債等については約定日の4営業日後（T+4）に決済しています。

<本件に関する照会先>

(決済期間の短縮以外について)

業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ

吉 田 (03-3277-3072)

佐 野 (03-3277-2957)

山 岡 (03-3277-2592)

(決済期間の短縮について)

金融市場局 市場調節課 オペレーション企画グループ

田 上 (03-3277-1277)

引 馬 (03-3277-1272)

以 上